

鳥取県測量等業務指名競争入札指名業者選定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、委託対象設計金額が100万円以上500万円未満の測量等業務を限定公募型指名競争入札又はその他の指名競争入札に付する場合において指名する業者（以下「指名業者」という。）の選定について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）及び鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号。以下「入札規則」という。）で規定されたもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、入札規則で使用する用語の例による。

(指名業者の選定の区分)

第3条 発注機関は、次の表の左欄に掲げる測量等業務の業種区分（以下「業種」という。）ごとに同表の右欄に定める入札参加資格者名簿に登載された者（以下「有資格者」という。）の中から、当該業種に応じて指名業者を選定するものとする。

業 種	入札参加資格者名簿
測量業務	測量業務入札参加資格者名簿
建築関係建設コンサルタント業務	建築関係建設コンサルタント業務入札参加資格者名簿
土木関係建設コンサルタント業務	土木関係建設コンサルタント業務入札参加資格者名簿
地質調査業務	地質調査業務入札参加資格者名簿
補償関係コンサルタント業務	補償関係コンサルタント業務入札参加資格者名簿

2 複数の業種からなる測量等業務（以下「複合業務」という。）については、委託対象設計金額に占める当該業種の金額（以下「委託対象設計金額相当額」という。）が最も大きい業種を発注業種とするものとする。ただし、次の表の左欄に掲げる業種についてはそれぞれ同表の右欄に定める業種を発注業種とする。

土木関係建設コンサルタント業務（委託対象設計金額相当額が100万円以上のものに限る。）が含まれる複合業務	土木関係建設コンサルタント業務
地質調査業務（委託対象設計金額相当額が100万円以上のものに限る。）が含まれる複合業務（上欄に掲げるものを除く。）	地質調査業務

(指名業者の選定方法)

第4条 発注機関は、業種ごとに当該業種に係る有資格者の中から指名競争入札に参加を希望する者を公募し、応募条件を具備する応募者を選定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、発注機関は、次の各号のいずれかに該当するとして資格審査委員会（鳥取県建設工事等資格審査委員会運営要領（平成22年3月30日付第200900207123号県土整備部長通知）に基づき発注機関が設置するものをいう。以下「委員会」という。）の承認を得た測量等業務については、前項に定める方法（以下「公募型選定」という。）によらず、指名業者の選定を行うことができる。

- (1) 災害復旧、適期施工等のため直ちに発注する必要があると知事が認めた測量等業務
- (2) 業務の内容等からみて特別の理由があると知事が認めた測量等業務

(応募条件)

第5条 発注機関は、公募型選定により測量等業務の受託者を決定しようとするときは、次に掲げる応募条件を設けるものとする。

- (1) 本店の所在地

県内向け公募型入札の場合は、県内に本店を有する有資格者（準県内業者（県外に本店を有する有資格者で、入札規則別表第5の測量等業務の項の右欄に定める条件を具備するため、県内に本店を有する有資格者と同様な取扱いを行うこととした有資格者をいう。以下同じ。）を含む。）であること。

ただし、次のいずれかに該当するものとしてあらかじめ委員会の承認を得たときは、県外に本店を有する有資格者を入札に参加させることができる。

ア 特に難易度の高い業務（別表第1に掲げる業務のうち右欄に定めるものをいう。以下同じ。）で、当該測量等業務を適切に処理することができる有資格者で県内に本店を有するものの数が限られる測量等業務であること。

イ 県外に本店を有する有資格者を入札に参加させることにつき特別の理由があること。

(2) 低価格入札者等の条件

次に掲げる者は当該測量等業務の落札者としなない場合があること。

ア 鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱（平成19年7月27日付第200700062528号県土整備部長通知）に定める成果品重点確認入札者

イ 鳥取県県土整備部測量等業務低入札価格調査要綱（平成20年3月17日付第200700194529号鳥取県県土整備部長通知）に定める低価格入札者

ウ 鳥取県の各部局が定めた測量等業務に係る要綱等に規定されたア又はイと同義の入札者

2 発注機関は、次に掲げる事項に留意して応募条件を設定することができる。

(1) 建設コンサルタント登録等

原則として別表第2により応募条件を設けることとし、特に難易度の高い業務の場合は、登録部門を設定すること。

(2) 技術者の保有等の要件

県内の事業所等の常勤の技術者（測量等業務について1年以上の実務経験を有する者をいい、測量士の資格を有する者にあつては実務経験が1年未満の場合も含む。以下同じ。）の保有等の要件は別表第2に掲げるとおりとし、その保有等の状況は、技術者状況調査報告（技術者の保有状況及び当該技術者が有する資格等について、県内に本店を有する有資格者から報告を求めることをいう。以下同じ。）に基づき入札書提出期間の前日までに県に登録されているものとする。

(3) 同種業務の実績

特に難易度の高い業務の場合は、原則として過去10年間の有資格者の受注実績又は常勤の技術者の管理技術者、主任技術者、主任担当者又は担当技術者としての履行実績を求めること。

(注1) 有資格者の実績については、その認定範囲について対象となる測量等業務の技術的特性を勘案して支障がないと認められる場合にはより小規模なものも含めるなど、弾力的な応募条件の設定とするよう留意すること。

(注2) 共同企業体の構成員としての実績については、原則として出資割合が20パーセント以上の構成員としてのものに限るが、その代表者以外の構成員に係る応募条件の設定については、当該共同企業体の代表者に係る応募条件より緩やかなものとするができること。

(4) 配置技術者等要件

ア 特に難易度の高い業務の場合は、原則として配置予定技術者の特定資格、過去10年間の同種業務の履行実績等を求めること。

イ 県内向け公募型入札の場合の配置予定技術者及び担当技術者については、技術者状況調査報告に基づき県に登録されているものとし、県内の事業所等の常勤の技術者を求めること。

(5) 県外に本店を有する有資格者の条件

第2号にかかわらず、技術者の保有要件は別表第3に掲げるとおりとする。

なお、委託対象設計金額が1億円未満の業務（特殊な業務（模型実験、特殊で高度な解析業務、法に基づく環境影響評価等）を除く）の場合は、原則として県内に営業所等（納期限が到来している直前の事業年度において法人県民税、法人事業税の未納税額がない営業所等に限る。）を有することを設けること。

3 発注機関は、必要があると認めるときは、前項の規定により設けた応募条件以外の応募条件を付すことができる。この場合において、発注機関は、いたずらに厳しい応募条件を設けることにより指名業者を限定し過ぎることのないよう、真に必要な応募条件に限り設けなければならない。

4 発注機関は、前各項の規定に基づき当該公募型選定における応募条件を設けようとするときは、当該応募条件の案を作成して委員会に付議し、その承認を得て決定するものとする。

(選定基準)

第6条 指名業者の選定は、次に掲げる選定基準（第5号については建築関係建設コンサルタント業務に、第7号及び第9号については建築関係建設コンサルタント業務以外の業種に限る。）について、別表第4に定める測量等業務ごとの採点基準により、当該測量等業務の履行に関する応募者の適格性を採点し、その合計点数の高い順に上位10者を指名業者として選定するものとする。

- (1) 応募者の事務所の位置
- (2) 県が発注した測量等業務（当該入札に付する業種に限る。次号及び第9号において同じ。）の入札において、指名業者に選定された回数（随意契約に係る見積書の提出を求められた回数を除く。）
- (3) 県が発注した測量等業務の受注額
- (4) 県内に常勤する技術者及び実務経験者の数（当該入札に付する業種に限る。）
- (5) CPDデータ登録者の数
- (6) ISO認証等の取得の有無
- (7) 男女共同参画推進企業の認定の有無
- (8) 資格停止等の有無
- (9) 県が発注した測量等業務の業務成績評定点

2 前項の規定にかかわらず、発注機関は、次の各号のいずれかの場合に該当するものとしてあらかじめ委員会の承認を得たときには、同項各号に定める選定基準以外の基準に基づき指名業者を選定することができる。

- (1) 同時に複数の測量等業務の委託を発注する場合において、特定の者に指名が偏重するとき。
- (2) 優良な中小業者を積極的に指名する必要があるとき。

3 入札規則第15条第2項の規定により同条第1項の表の右欄に定める入札の方式以外の方法により測量等業務の契約を締結する場合で、限定公募型指名競争入札以外の指名競争入札を行うときは、特別の理由があると委員会から認められた場合を除き、入札に付する業種の有資格者で入札規則第16条第1項で規定する応募条件を具備するものの中から選定するものとする。

4 前項の場合において、発注機関は、指名業者を選定しようとするときは、あらかじめ委員会の承認を得て行うものとする。

(不指名)

第7条 発注機関は、入札規則第35条の規定に基づき、測量等業務の入札参加制限者を指名業者に選定してはならない。ただし、同条の規定に基づく入札参加制限が行なわれるまでの間は、当該入札制限の対象となる者を指名業者に選定することができる。

2 次に掲げる者は、その状況が改善されるまでの間、指名業者に選定しないことができる。

- (1) 県から受託した測量等業務の処理が遅れている者
- (2) 経営内容が著しく不健全であると認められる者
- (3) 業務処理の体制、方法等について全般的な改善が必要と認められる者

3 前条の規定に基づき指名業者を選定する場合で、応募者の中に次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する者があるときは、当該指名業者のうち、同条第1項の規定により採点した合計点数の最も高い者以外の者は選定しない。

- (1) 応募者の社長、取締役等が当該測量等業務の他の応募者の議決権（会社の総株主又は総社員の議決権の4分の1を超える議決権をいう。以下同じ。）を保有しているとき。
- (2) 応募者の社長、取締役等と他の応募者の社長、取締役等が同一の会社の議決権を保有しているとき。
- (3) 応募者の取締役（会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を含む。以下この項において同じ。）が当該測量等業務の他の応募者の取締役を兼ねているとき。
- (4) 応募者の取締役と当該測量等業務の他の応募者の取締役が同一の会社の取締役を兼ねているとき。
- (5) 前各号に掲げる場合に準ずる場合で発注機関が認めるものに該当するとき。

(指名審査等)

第8条 発注機関は、応募者が提出した書類等に基づき応募者の評価を行った上で委員会に付議し、その承認を得て指名業者を選定する。この場合において、当該提出書類に誤記等があったときは、応募者は、委員会が認めた場合のみ修正等を行うことができる。

2 発注機関は、応募条件を具備した応募者が1者しかない場合は、当該公募型選定に係る入札を中止するものとする。

(指名通知等)

第9条 発注機関は、指名業者を選定された応募者に対し、その旨、入札の日時その他入札に参加するのに必要な事項を通知するとともに、指名業者を選定されなかった応募者については、その旨及び理由を入札情報HPに掲示するものとする。

2 発注機関は、指名業者を選定されなかった応募者から、入札規則第22条第1項の規定に基づき、発注機関に対して書面によりその理由の説明を求められたときは、当該説明を求められた日から起算して6日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日の日数は、算入しない。）以内に、書面により当該応募者に回答するものとする。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日以後に調達公告を行う測量等業務から適用する。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行し、同年4月1日以後に調達公告を行う測量等業務から適用する。

附 則

この改正は、平成20年10月21日から施行し、同年11月4日以後に調達公告を行う測量等業務から適用する。

附 則

この改正は、平成21年4月1日以後に調達公告を行う測量等業務から適用する。

附 則

この改正は、平成22年7月5日から施行し、同日以降に調達公告を行う測量等業務から適用する。

附 則

この改正は、平成26年4月1日以後に調達公告を行う測量等業務から適用する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日以後に調達公告を行う測量等業務から適用する。

附 則

この改正は、平成27年6月1日以後に調達公告を行う測量等業務から適用する。

附 則

この改正は、平成27年8月10日以後に調達公告を行う測量等業務から適用する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日以後に調達公告を行う測量等業務から適用する。

附 則

この改正は、平成 28 年 5 月 10 日以後に調達公告を行う測量等業務から適用する。

附 則

この改正は、平成 29 年 4 月 1 日以後に調達公告を行う測量等業務から適用する。

附 則

この改正は、平成 30 年 4 月 1 日以後に調達公告を行う測量等業務から適用する。

附 則

この改正は、平成 31 年 4 月 1 日以後に調達公告を行う測量等業務から適用する。

附 則

この改正は、令和 2 年 4 月 1 日以後に調達公告を行う測量等業務から適用する。

附 則

この改正は、令和 3 年 4 月 1 日以後に調達公告を行う測量等業務から適用する。

別表第1（第5条関係）

測量業務の難易度

分野	項目	通常業務	難易度の高い業務	特に難易度の高い業務
		<ul style="list-style-type: none"> ・基準点測量 ・水準測量 ・路線測量 ・河川測量等 		<ul style="list-style-type: none"> ・航空図化 ・電子地図作成等

土木関係建設コンサルタント業務の難易度

分野	項目	通常業務	難易度の高い業務	特に難易度の高い業務
共通	一般構造物設計	<ul style="list-style-type: none"> ・標準設計を使用し構造計算を伴わないもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・門型ラーメン・箱型函渠、擁壁・補強土、法枠工等設計 ・構造物基礎設計 ・仮設構造物設計 	<ul style="list-style-type: none"> ・現場制約が強く特殊な工法や仮設計画が必要なもの
河川分野	河川環境調査	<ul style="list-style-type: none"> ・軽易な河川水辺環境調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川水辺環境調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な河川水辺環境調査で高度なもの ・環境影響評価
	河川調査・計画	<ul style="list-style-type: none"> ・軽易な河川調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・水文統計解析 ・洪水流出計算（合理式法など簡便法） ・水位計算（平均流速公式使用） ・洪水痕跡調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・水文統計解析、洪水流出計算及び水位計算のうち高度なもの ・内水調査及び内水解析 ・河口調査（波浪、漂砂、砂州、フラッシュ等） ・氾濫水理解析及び浸水想定区域図作成
	築堤護岸設計	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的な護岸設計 ・災害復旧護岸設計 	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎工法の検討や構造計算を伴う護岸設計 ・環境護岸又は多自然型護岸設計 	
	河川構造物設計		<ul style="list-style-type: none"> ・樋門・樋管設計 ・床止工設計 ・堰・水門設計 	<ul style="list-style-type: none"> ・樋門・樋管設計のうち断面積50㎡以上となるもの ・堰・水門設計のうち延長50m以上のもの ・排水機場の予備・詳細設計
海岸分野	海岸調査・計画		<ul style="list-style-type: none"> ・汀線調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸調査（波浪、海浜流、漂砂等）及び海岸計画
	海岸構造物設計		<ul style="list-style-type: none"> ・一般的な護岸設計 ・災害復旧護岸設計 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模又は水理解析を伴う護岸設計が必要なもの ・傾斜堤、突堤及び潜堤 ・人工リーフ、消波堤等の予備・詳細設計
道路分野	道路環境調査		<ul style="list-style-type: none"> ・道路環境調査（大気質、騒音及び振動） 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境影響評価
	交通現況及び道路網調査		<ul style="list-style-type: none"> ・交通量調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通量推計調査及び道路網調査
	道路設計	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的な道路設計 ・災害復旧道路設計 	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎工法の検討や構造計算を伴う道路設計 ・高規格（地域高規格）道路の詳細設計 ・道路休憩施設設計 ・共同溝・電線共同溝の予備・詳細設計 	<ul style="list-style-type: none"> ・高規格（地域高規格）道路の概略・予備設計 ・立体交差点設計

道路分野	道路構造物設計		・門型ラーメン、箱型函渠、擁壁、補強土、法枠工、落石防護柵等の設計	・現場制約が強く、特殊な工法や仮設計画が必要なもの
	道路施設等点検		・道路法施行規則に規定する点検	
	地下構造物設計		・地下横断歩道予備・詳細設計	
	トンネル設計		・トンネル附属物設計(照明等簡易なものに限る)	・トンネル及びトンネル設備の予備・詳細設計
	橋梁設計	・支間5m以下で幅員2.5m未満の橋梁設計	・一般的な橋梁予備・詳細設計 ・橋梁拡幅設計及び補強設計	・橋長150m以上又は1径間50m以上の橋梁予備・詳細設計 ・特殊な橋梁の予備・詳細設計
砂防、治山及び地すべり対策分野	砂防環境調査	・軽易な自然環境調査、景観調査等	・自然環境調査、景観調査等	・総合的な砂防環境調査かつ高度なもの
	砂防調査・計画及び施設設計	・軽易な砂防調査、一般的な流路工設計及び災害復旧流路工設計	・土砂災害防止基礎調査 ・構造計算を伴う溪流保全工設計 ・砂防堰堤、土石流対策工及び山腹工の予備・詳細設計	・大規模かつ高度な技術を要する調査及び計画 ・高さが15m以上の砂防堰堤の予備・詳細設計 ・砂防施設のうち特殊な工法や仮設計画が必要なもの
	急傾斜地対策調査・計画及び施設設計		・急傾斜地対策調査、急傾斜地対策施設計画及び設計	・急傾斜地対策施設のうち特殊な工法や仮設計画が必要なもの
	雪崩対策調査及び設計		・雪崩調査、雪崩防止施設計画及び設計	・大規模かつ高度な技術を要する調査、計画及び設計
	治山調査・計画及び施設設計	・軽易な治山調査、一般的な流路工設計及び災害復旧流路工設計	・山地災害危険地区基礎調査 ・広域的及び局部的治山調査 ・構造計算を伴う流路工設計 ・山腹工及び治山施設の予備・詳細設計	・大規模かつ高度な技術を要する調査及び計画 ・高さが15m以上の治山堰堤の予備・詳細設計 ・治山施設のうち特殊な工法や仮設計画が必要なもの
	地すべり対策調査、機構解析及び設計			・地すべり対策調査、機構解析及び地すべり防止施設の予備・詳細設計
港湾及び漁港分野	港湾・漁港等環境調査		・軽易な環境調査	・環境影響評価
	港湾・漁港等調査計画			・現況特性把握、利用の将来推計、施設計画及び土地利用計画等
	港湾・漁港等設計		・一般的な施設設計	・港湾・漁港施設の基本設計及び詳細設計
都市計画分野	都市計画		・都市計画に係る基礎調査	・都市計画マスタープラン
	総合交通体系			・都市総合交通体系調査
公園緑地分野	公園緑地設計		・一般的な公園緑地設計	・運動公園又は大規模な建築物 ・電気施設の基本・詳細設計

下水道分野	下水道設計		<ul style="list-style-type: none"> ・管渠基本設計・詳細設計 ・ポンプ場基本設計・詳細設計 ・管渠改築診断・改築計画 ・ポンプ場改築診断・改築計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道整備計画 ・終末処理場基本・詳細設計 ・終末処理場改築診断・改築計画 ・事業再評価
農業農村整備事業計画分野	農業農村整備事業の事業計画策定		<ul style="list-style-type: none"> ・現況調査、計画諸元の設定及び計画基準の立案 ・経済効果算定 ・環境に配慮した設計 	
かんがい排水施設整備（用水路、排水路、パイプライン）分野	かんがい排水施設調査・計画	・簡易な開水路調査	・営農計画、所要水量算定、用水計画、水収支計算、水文統計解析、洪水流出計算、排水計画	
	かんがい排水施設構造物設計	・一般的な開水路設計	<ul style="list-style-type: none"> ・樋門・樋管設計 ・堰・水管橋・サイフォン・ファームポンド設計 ・パイプラインの基本・実施設計 ・かんがい排水施設構造物機能診断・保全計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・樋門・樋管設計のうち断面積50㎡以上となるもの ・堰・水管橋・サイフォン設計のうち延長50m以上のもの ・水路トンネル、揚・排水機場の基本・実施設計
ため池整備分野	ため池調査・計画		・水文統計解析、洪水流出計算、ため池整備工法の決定、用水計画、排水計画	・堤高15m以上となるもの
	ため池設計		<ul style="list-style-type: none"> ・ため池設計 ・ため池耐震調査 	
ほ場整備分野	ほ場整備設計		・ほ場整備の実施設設計	
	暗渠排水設計	・暗渠排水の設計		

地質調査業務の難易度

分野	項目	通常業務	難易度の高い業務	特に難易度の高い業務
地質土質調査分野	総合解析		<ul style="list-style-type: none"> ・軟弱地盤技術解析 ・ダム、トンネル等の調査のための総合解析 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合解析のうち高度なもの ・地すべり調査のための地下水水位及び歪計等の継続調査・解析
	弾性波探査		・一般的な弾性波探査	・ダム、トンネル等の調査のための弾性波探査
上記以外		・機械ボーリング		

補償関係コンサルタント業務の難易度

部門	通常業務	難易度の高い業務	特に難易度の高い業務
土地調査	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の内容に関する調査並びに土地境界確認等 ・用地測量 		
土地評価	・土地に関する補償金算定		
物件	・一般物件等に関する調査及び補償金算定業務		・特殊物件等に関する調査及び補償金算定業務

機械工作物	・機械工作物に関する調査及び補償金算定業務		
営業補償・特殊補償	・営業補償に関する調査及び補償金算定業務		・漁業権等の消滅又は制限に関する調査及び補償金算定業務
事業損失	・事業損失に関する調査及び費用負担の算定業務		
補償関連等			・意向調査、生活再建調査その他これらに関する調査業務 ・事業認定申請図書等の作成業務
総合補償			・補償に関する相談業務 ・関係住民等に対する補償方針に関する説明業務 ・公共用地交渉業務

別表第2（第5条関係）

(1) 建築関係建設コンサルタント業務以外の測量等業務に係るもの

業種	規模		委託対象設計金額が 100万円以上 300万円未満	委託対象設計金額が 300万円以上 500万円未満
	難易度			
測量業務	特に高い (航測図化、電子地図作成等)		A級の要件を満たす者であること。	
	通常		測量業務共通仕様書（昭和54年11月13日付発管第198号鳥取県土木部長通知）の規定を満たす技術者が配置可能、かつ、測量士3名未満を保有する者であること。	測量士3名以上を保有する者であること。
土木関係建設コンサルタント業務	特に高い		A級の要件を満たし、かつ、全技術者を20名以上保有する者であること。	
	高い		A級の要件を満たす者であること。	
	通常		B級の要件を満たし、かつ、設計業務共通仕様書（平成10年4月3日付管第2号鳥取県土木部長通知）の規定を満たす技術者が配置可能な者であること。	技術士又はRCCMを合計2名以上、かつ、全技術者を10名以上保有する者であること。
地質調査業務	特に高い		A級の要件を満たし、かつ、全技術者を20名以上保有する者であること。	
	高い		A級の要件を満たす者であること。	
	通常		B級の要件を満たし、かつ、地質・土質調査共通仕様書（平成4年3月5日付管第224号鳥取県土木部長通知）の規定を満たす技術者が配置可能な者であること。	技術士又はRCCMを合計2名以上、かつ、地質調査技士を1名以上及び全技術者を10名以上保有する者であること。
補償関係コンサルタント業務	特に高い		A級の要件を満たし、かつ、用地調査等業務共通仕様書（平成31年3月18日付第201800342486号県土整備部長通知）（以下共通仕様書という。）の規定を満たす技術者が配置可能な者であること。	
	通常	土地調査業務以外		
		土地調査業務	下記以外 共通仕様書に規定する用地測量を含む場合	A級の要件を満たし、かつ、共通仕様書の規定を満たす技術者が配置可能及び測量士を1名以上保有する者であること。

注1) 保有する有資格者及び技術者は、県内の本店又は支店に常勤する者を対象とする。

注2) 全技術者とは、測量業務、土木関係建設コンサルタント業務又は地質調査業務に従事している技術者（1年以上の実務経験を有する者をいい、測量士の資格を有する者は実務経験が1年未満の場合も含む。）の総数をいう。

注3) 難易度の通常、高い、又は特に高いとは、別表第1に掲げる業務をいう。

注4) 技術士又はRCCMの合計人数は、重複を含まない。

注5) 共通仕様書に規定する用地測量は、境界確認、境界測量、面積計算、用地実測図等の作成等をいう。

注6) A級業者は、業種ごとに次に定める要件を具備するものとし、B級業者はA級業者以外のものとする。

業務	A級の要件
測量業務	次の要件を満たす者 測量士を4名以上保有していること。

土木関係建設コンサルタント業務	次の要件をすべて満たす者 ①技術士又はRCCMを3名以上保有していること。 ②技術士を1名以上保有していること。 ③建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条に規定する建設コンサルタント登録簿に、いずれかの登録部門において登録されていること。 ④全技術者を10名以上保有していること。
地質調査業務	次の要件をすべて満たす者 ①技術士又はRCCM（地質、土質及び基礎部門に限る。）を2名以上保有していること ②地質調査技士を2名以上保有していること。 ③全技術者を10名以上保有していること。
補償関係コンサルタント業務	次の要件を満たす者 補償業務管理者又は補償業務管理士を2名以上保有していること。

注7) 次の表の左欄に掲げる資格技術者については、それぞれ同表右欄の条件を満たすこと。

資格	条件
測量士	測量法（昭和24年法律第188号）第50条の規定に基づく資格を有し、かつ、同法第49条の規定に基づく登録を受けていること。
測量士補	測量法（昭和24年法律第188号）第51条の規定に基づく資格を有し、かつ、同法第49条の規定に基づく登録を受けていること。
技術士	技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第3項の規定に基づく資格を有し、かつ、同法第32条の規定に基づく登録を受けていること。ただし、次に掲げる技術部門及び選択科目に限るとともに、過去3年間（調達公告日の3年前の属する年度の4月1日から入札書提出期間の前日までの間をいう。以下同じ。）に完了した土木関係建設コンサルタント業務又は地質調査業務において、管理技術者、担当技術者又は照査技術者として従事した実績を有していること。なお、実績については、所属する会社が同じであることを必要としない。 ・建設部門（選択科目：①土質及び基礎、②鋼構造及びコンクリート、③都市及び地方計画、④河川、砂防及び海岸・海洋、⑤港湾及び空港、⑥電力土木、⑦道路、⑧トンネル、⑨施工計画、施工設備及び積算、⑩建設環境） ・上下水道部門（選択科目：①上水道及び工業用水道、②下水道） ・農業部門（選択科目：①農業農村工学（農業土木も可。以下同じ）） ・森林部門（選択科目：①森林土木） ・水産部門（選択科目：①水産土木） ・応用理学部門（選択科目：①地質） ・総合技術監理部門（選択科目：①土質及び基礎、②鋼構造及びコンクリート、③都市及び地方計画、④河川、砂防及び海岸・海洋、⑤港湾及び空港、⑥電力土木、⑦道路、⑧トンネル、⑨施工計画、施工設備及び積算、⑩建設環境、⑪上水道及び工業用水道、⑫下水道、⑬農業農村工学、⑭森林土木、⑮水産土木、⑯地質）
シビルコンサルティングマネージャ（RCCM）	一般社団法人建設コンサルタンツ協会の行うシビルコンサルティングマネージャ資格試験に合格し、その登録を受けていること。ただし、次に掲げる専門技術部門に限るとともに、過去3年間に完了したに完了した土木関係建設コンサルタント業務又は地質調査業務において、管理技術者、担当技術者又は照査技術者として従事した実績を有していること。なお、実績については、所属する会社が同じであることを必要としない。 ①河川、砂防及び海岸・海洋部門、②港湾及び空港部門、③電力土木部門、④道路部門、⑤上水道及び工業用水道部門、⑥下水道部門、⑦農業土木部門、⑧森林土木部門、⑨造園部門、⑩都市計画及び地方計画部門、⑪地質部門、⑫土質及び基礎部門、⑬鋼構造及びコンクリート部門、⑭トンネル部門、⑮施工計画、施工設備及び積算部門、⑯建設環境部門、⑰水産土木部門
地質調査技士	一般社団法人全国地質調査業協会連合会の地質調査技士資格検定試験に合格し、その登録を受けていること。
補償業務管理者	補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第3条第1項に規定する補償業務の管理をつかさどる専任の者であること。
補償業務管理士	一般社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修を受け、及びその検定資格を有し、かつ、その登録を受けていること。
公共用地取得実務経験者	国、地方公共団体等において、公共用地の取得等に関する実務の経験を10年以上有する者であること。

一級建築士	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 12 条から第 14 条までの規定に基づき実施される一級建築士試験に合格し、かつ同法第 4 条の規定に基づく免許を受けていること。
二級建築士	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 12 条、第 13 条及び第 15 条の規定に基づき実施される二級建築士試験に合格し、かつ、同法第 4 条の規定に基づく免許を受けていること。
木造建築士	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 12 条から第 14 条までの規定に基づき実施される木造建築士試験に合格し、かつ同法第 4 条の規定に基づく免許を受けていること。
技術士（機械又は電気・電子）	技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 4 条第 3 項の規定に基づく資格を有し、かつ、同法第 32 条の規定に基づく登録を受けていること。
不動産鑑定士又は不動産鑑定士補	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）第 15 条の規定にする不動産鑑定士又は不動産鑑定士補
税理士	税理士法（昭和 26 年法律第 237 号）第 18 条に規定する税理士
公認会計士	公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）第 17 条に規定する公認会計士
会計士補	公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）第 17 条に規定する会計士補
中小企業診断士	中小企業指導事業の実施に関する基準を定める省令（昭和 38 年通商産業省令第 123 号）第 4 条第 1 項に規定する診断士

(2) 建築関係建設コンサルタント業務

業種	規 模 難 易 度	委託設計対象金額が	
		100 万円以上 300 万円未満	300 万円以上 500 万円未満
建築 設計 業務	特に高い	① 建築士法第 23 条第 1 項の規定に基づき建築士事務所の登録を受けている者であること。 ② 別途条件を付す	
	高 い	① 建築士法第 23 条第 1 項の規定に基づき建築士事務所の登録を受けている者であること。	② 一級建築士を 4 名以上保有する者であること。(Aランク)
		② 一級建築士又は二級建築士を合計 3 名以上かつ一級建築士を 2 名又は 3 名保有する者であること。(Bランク)	
通 常	① 建築士法第 23 条第 1 項の規定に基づき建築士事務所の登録を受けている者であること。	② 一級建築士を 2 名又は 3 名保有する者であること。(Bランク)	
	② 一級建築士を 1 名保有する者であること。(Cランク)		
設備 設計 業務	——	① 建築士法第 23 条第 1 項の規定に基づき建築士事務所の登録を受けている者であること。 ② 別途条件を付す	
建築 監理 業務	——	① 建築士法第 23 条第 1 項の規定に基づき建築士事務所の登録を受けている者であること。 ② 一級建築士及び二級建築士の数が、当該業務の対象となる工事の建築設計業務に係る委託対象設計金額及び難易度（以下「設計委託額等」という。）に応じて建築設計業務について定める数以上いること。ただし、建築監理業務が相対的に容易であることが明らかな場合には、当業務に係る設計委託額等に応じた業務ランクの一つ下位の業務ランクの建築設計業務について定める数以上いれば足りるものとする事ができる。	

注 1) 保有する有資格者は、県内の本店又は支店に常勤する者を対象とする。

注 2) 次の表の左欄に掲げる資格技術者については、それぞれ同表の右欄の条件を満たすこと。

資 格	条 件
一級建築士	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 12 条から第 14 条までの規定に基づき実施される一級建築士試験に合格し、かつ同法第 4 条の規定に基づく免許を受けていること。
二級建築士	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 12 条、第 13 条及び第 15 条の規定に基づき実施される二級建築士試験に合格し、かつ、同法第 4 条の規定に基づく免許を受けていること。
木造建築士	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 12 条、第 13 条及び第 15 条の規定に基づき実施される木造建築士試験に合格し、かつ、同法第 4 条の規定に基づく免許を受けていること。

建築設備士	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 20 条第 5 項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有し、かつ、建築士法施行規則（昭和 25 年建設省令第 38 号）第 17 条の 18 の規定に基づく登録を受けていること。
-------	--

(3) 技術者の取扱い

ア 測量業務

照査技術者は、主任技術者又は現場代理人と兼務することができない。
主任技術者は、現場代理人と兼務することができる。

イ 土木関係建設コンサルタント業務

照査技術者は、管理技術者と兼務することができない。

ウ 地質調査業務

照査技術者は、管理技術者又は現場代理人と兼務することができない。
管理技術者は、現場代理人と兼務することができる。

エ 補償関係コンサルタント業務

照査技術者は、主任担当者と兼務することができない。

オ 複数の業種にわたる業務を一括して発注した場合

照査技術者は、それぞれの業種に必要な資格要件を満たせば各業種を兼務することができる。

管理技術者、現場代理人、主任技術者及び主任担当者は、それぞれの業種に必要な資格要件を満たせば各業種を兼務することができるが、照査技術者（他業種を含む）を兼務することはできない。

別表第 3（第 5 条関係）

県外に本店を有する有資格者の場合

業 種	規模 難易度	
	委託対象設計金額が 100 万円以上 500 万円未満	
測量業務	特に高い	測量士を 30 名以上保有する者であること。
土木関係建設コンサルタント業務		業務に該当する技術部門の技術士を 30 名以上、若しくは業務に該当する選択科目の技術士を 15 名以上保有する者であること。
地質調査業務		総合技術監理部門（土質及び基礎又は地質）又は建設部門（土質及び基礎）若しくは応用理学部門（地質）の技術士を 15 名以上保有する者であること。
補償関係コンサルタント業務		補償業務管理士を 20 名以上保有する者であること。

別表第4（第6条関係）

審査項目の採点基準

1 測量業務

配点の要素	指名業者の配点					
事務所の位置	当該業務を実施する地域に主たる事務所がある。	当該業務を実施する地域に技術者2名以上が勤務する従たる事務所がある。		当該業務を実施する地域に、技術者1名以下が勤務する従たる事務所がある、又は従たる事務所がない。		
		技術者数5名以上	技術者数2名以上5名未満	県内に本店を有する業者	準県内業者	
	35点	20点	15点	10点	5点	
指名回数	$15点 \times \left[1 - \frac{\text{本年度の指名回数}}{\text{過去3年間の平均指名回数}} \right]$					
受注額	$40点 \times \left[1 - \frac{\text{本年度の受注額}}{\text{過去3年間の平均受注額}} \right]$					
技術者数 (測量士)	10人以上	9～7人	6～5人	4～3人	2～1人	
	17点	15点	13点	11点	7点	
技術者数 (測量士補)	10人以上	9～7人	6～5人	4～3人	2～1人	
	10点	8点	6点	4点	0点	
ISO取得	ISO取得済		鳥取県版環境管理システム規格（I種）登録		未取得・未登録	
	3点		1点		0点	
男女共同参画 推進企業認定	男女共同参画推進企業認定済			未認定		
	2点			0点		
資格停止等	なし	2週間以下	2週間超～ 1月以下	1月超～ 2月以下	2月超～ 3月以下	3月超
	0点	-1点	-2点	-3点	-4点	-5点
業務成績 評定点	$10点 \times \left[\frac{\text{(過去暦年3年間の評定平均点)} - 65点}{35} \right]$					

- 注) 1 「当該業務を実施する地域」は、東部、中部又は西部を単位とする。
 2 「従たる事務所」とは、次に掲げる要件をすべて満たすものをいう。
 (1) 所在地の市町村に法人市町村民税を納付していること又は地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2第7項の規定に基づく申告を行っていること。
 (2) 技術者が当該事務所に常勤していること。
 3 「指名回数」、「受注額」及び「業務成績評定点」は、測量業務の委託に係るものに限るものとする。
 4 「過去3年間」とは、採点を行う年度（以下「本年度」という。）の3年度前の年度から本年度の前年度までの間をいう。
 5 「過去3年間の平均指名回数」が3回未満の場合は3回として計算し、その配点が-15点以下となる場合は、-15点とする。
 6 「受注額」は、落札金額とする。ただし、年割額が設定されている測量業務における受注額は、各年度の年割額をそれぞれ計上する。
 7 「過去3年間の平均受注額」が50万円に満たない場合は、50万円として計算する。
 8 「受注額」の配点が0点以下となる場合は、0点とする。
 9 「資格停止等」とは、鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱（平成20年5月1日付第2007001919155号鳥取県県土整備部長通知。以下「資格停止要綱」という。）に定める資格停止等をいい、資格停止要綱の規定による入札参加資格停止期間（以下「資格停止期間」という。）に応じ資格停止期間の2倍の期間において減点する。
 10 「過去暦年3年間の評定平均点」は、本年度の直前の3年間（暦年）に行われた検査の評定点の平均とし、年度ごとに更新する。この場合において、その配点が0点以下となる場合又は新規参入業者に対して配点を行う場合0点とする。
 11 「技術者数」の人数は、重複計上を認めない。

2 土木関係建設コンサルタント業務

配点の要素	指名業者の配点					
事務所の位置	当該業務を実施する地域に主たる事務所がある。		当該業務を実施する地域に技術者2名以上が勤務する従たる事務所がある。		当該業務を実施する地域に、技術者1名以下が勤務する従たる事務所がある、又は従たる事務所がない。	
			技術者数5名以上	技術者数2名以上5名未満	県内に本店を有する業者	準県内業者
	35点		20点	15点	10点	5点
指名回数	$15点 \times \left[1 - \frac{\text{本年度の指名回数}}{\text{過去3年間の平均指名回数}} \right]$					
受注額	$40点 \times \left[1 - \frac{\text{本年度の受注額}}{\text{過去3年間の平均受注額}} \right]$					
技術者数 (技術士)	4人以上	3人		2人		1人
	10点	8点		6点		4点
技術者数 (RCCM)	10人以上	9~7人		6~4人		3~1人
	10点	9点		8点		7点
実務経験者数	10人以上	9~7人		6~4人		3~1人
	7点	6点		5点		4点
ISO取得	ISO取得済		鳥取県版環境管理システム規格(I種)登録		未取得・未登録	
	3点		1点		0点	
男女共同参画 推進企業認定	男女共同参画推進企業認定済			未認定		
	2点			0点		
資格停止等	なし	2週間以下	2週間超~ 1月以下	1月超~ 2月以下	2月超~ 3月以下	3月超
	0点	-1点	-2点	-3点	-4点	-5点
業務成績 評定点	$10点 \times \left[\frac{\text{(過去暦年3年間の評定平均点)} - 65点}{35} \right]$					

- 注) 1 「当該業務を実施する地域」は、東部、中部又は西部を単位とする。
 2 「従たる事務所」とは、次に掲げる要件をすべて満たすものをいう。
 (1) 所在地の市町村に法人市町村民税を納付していること又は地方税法(昭和25年法律第226号)第317条の2第7項の規定に基づく申告を行っていること。
 (2) 技術者が当該事務所に常勤していること。
 3 「指名回数」、「受注額」及び「業務成績評定点」は、土木関係建設コンサルタント業務の委託に係るものに限るものとする。
 4 「過去3年間」とは、採点を行う年度(以下「本年度」という。)の3年度前の年度から本年度の前年度までの間をいう。
 5 「過去3年間の平均指名回数」が3回未満の場合は3回として計算し、その配点が-15点以下となる場合は、-15点とする。
 6 「受注額」は、落札金額とする。ただし、年割額が設定されている土木関係建設コンサルタント業務における受注額は、各年度の年割額をそれぞれ計上する。
 7 「過去3年間の平均受注額」が50万円に満たない場合は、50万円として計算する。
 8 「受注額」の配点が0点以下となる場合は、0点とする。
 9 「資格停止等」とは、鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱(平成20年5月1日付第2007001919155号鳥取県県土整備部長通知、以下「資格停止要綱」という。)に定める資格停止等をいい、資格停止要綱の規定による入札参加資格停止期間(以下「資格停止期間」という。)に応じ資格停止期間の2倍の期間において減点する。
 10 「過去暦年3年間の評定平均点」は、本年度の直前の3年間(暦年)に行われた検査の評定点の平均とし、年度ごとに更新する。この場合において、その配点が0点以下となる場合又は新規参入業者に対して配点を行う場合は、0点とする。
 11 「技術者数」及び「実務経験者数」の人数は、重複計上を認めない。
 12 「実務経験者」は、各年度4月1日現在において、次の表の左欄に掲げる最終学歴ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる実務経験年数を有する者をいう。

大学、短期大学又は高等専門学校(土木工学又はこれと同等の工学に関する科目を修得)	卒業後、土木関係建設コンサルタント又は地質調査の業務に20年以上
高等学校(土木工学又はこれと同等の工学に関する科目を修得)	卒業後、土木関係建設コンサルタント又は地質調査の業務に22年以上
上記以外	卒業後、土木関係建設コンサルタント又は地質調査の業務に25年以上

- 13 土木工学又はこれと同等の工学に関する科目とは、橋梁工学、土質工学、河川工学、海岸工学、構造力学、材料工学、水理学、道路・鉄道工学、コンクリート工学、都市計画、農業土木又は森林土木のいずれかに該当するものとする。

3 地質調査業務

配点の要素	指名業者の配点					
事務所の位置	当該業務を実施する地域に主たる事務所がある。		当該業務を実施する地域に技術者2名以上が勤務する従たる事務所がある。		当該業務を実施する地域に、技術者1名以下が勤務する従たる事務所がある、又は従たる事務所がない。	
			技術者数5名以上	技術者数2名以上5名未満	県内に本店を有する業者	準県内業者
	35点		20点	15点	10点	5点
指名回数	$15点 \times \left[1 - \frac{\text{本年度の指名回数}}{\text{過去3年間の平均指名回数}} \right]$					
受注額	$40点 \times \left[1 - \frac{\text{本年度の受注額}}{\text{過去3年間の平均受注額}} \right]$					
技術者数(技術士)	4人以上	3人		2人		1人
	10点	8点		6点		4点
技術者数(RCCM等)	10人以上	9~7人		6~4人		3~1人
	10点	9点		8点		7点
実務経験者数	10人以上	9~7人		6~4人		3~1人
	7点	6点		5点		4点
ISO取得	ISO取得済		鳥取県版環境管理システム規格(I種)登録		未取得・未登録	
	3点		1点		0点	
男女共同参画推進企業認定	男女共同参画推進企業認定済			未認定		
	2点			0点		
資格停止等	なし	2週間以下	2週間超~1月以下	1月超~2月以下	2月超~3月以下	3月超
	0点	-1点	-2点	-3点	-4点	-5点
業務成績評定点	$10点 \times \left[\frac{\text{(過去暦年3年間の評定平均点)} - 65点}{35} \right]$					

- 注) 1 「当該業務を実施する地域」は、東部、中部又は西部を単位とする。
 2 「従たる事務所」とは、次に掲げる要件をすべて満たすものをいう。
 (1) 所在地の市町村に法人市町村民税を納付していること又は地方税法(昭和25年法律第226号)第317条の2第7項の規定に基づく申告を行っていること。
 (2) 技術者が当該事務所に常勤していること。
 3 「指名回数」、「受注額」及び「業務成績評定点」は、地質調査業務の委託に係るものに限るものとする。
 4 「過去3年間」とは、採点を行う年度(以下「本年度」という。)の3年度前の年度から本年度の前年度までの間をいう。
 5 「過去3年間の平均指名回数」が3回未満の場合は3回として計算し、その配点が-15点以下となる場合は、-15点とする。
 6 「受注額」は、落札金額とする。ただし、年割額が設定されている地質調査業務における受注額は、各年度の年割額をそれぞれ計上する。
 7 「過去3年間の平均受注額」が50万円に満たない場合は、50万円として計算する。
 8 「受注額」の配点が0点以下となる場合は、0点とする。
 9 「資格停止等」とは、鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱(平成20年5月1日付第2007001919155号鳥取県県土整備部長通知、以下「資格停止要綱」という。)に定める資格停止等をいい、資格停止要綱の規定による入札参加資格停止期間(以下「資格停止期間」という。)に応じ資格停止期間の2倍の期間において減点する。
 10 「過去暦年3年間の評定平均点」は、本年度の直前の3年間(暦年)に行われた検査の評定点の平均とし、年度ごとに更新する。この場合において、その配点が0点以下となる場合又は新規参入業者に対して配点を行う場合は、0点とする。
 11 「技術者数」及び「実務経験者数」の人数は、重複計上を認めない。
 12 「技術者数(RCCM等)」は、RCCM又は地質調査技士の資格を取得している技術者(技術士として計上されている者を除く。)の実数とする。
 13 「実務経験者」は、各年度4月1日現在において、次の表の左欄に掲げる最終学歴ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる実務経験年数を有する者をいう。

大学、短期大学又は高等専門学校(土木工学又はこれと同等の工学に関する科目を修得)	卒業後、土木関係建設コンサルタント又は地質調査の業務に20年以上
高等学校(土木工学又はこれと同等の工学に関する科目を修得)	卒業後、土木関係建設コンサルタント又は地質調査の業務に22年以上
上記以外	卒業後、土木関係建設コンサルタント又は地質調査の業務に25年以上

- 14 土木工学又はこれと同等の工学に関する科目とは、橋梁工学、土質工学、河川工学、海岸工学、構造力学、材料工学、水理学、道路・鉄道工学、コンクリート工学、都市計画、農業土木又は森林土木のいずれかに該当するものとする。

4 補償関係コンサルタント業務

配点の要素	指名業者の配点					
事務所の位置	当該業務を実施する地域に主たる事務所がある。	当該業務を実施する地域に技術者2名以上が勤務する従たる事務所がある。		当該業務を実施する地域に、技術者1名以下が勤務する従たる事務所がある、又は従たる事務所がない。		
		技術者数5名以上	技術者数2名以上5名未満	県内に本店を有する業者	準県内業者	
	35点	20点	15点	10点	5点	
指名回数	$15点 \times \left[1 - \frac{\text{本年度の指名回数}}{\text{過去3年間の平均指名回数}} \right]$					
受注額	$40点 \times \left[1 - \frac{\text{本年度の受注額}}{\text{過去3年間の平均受注額}} \right]$					
技術者数(補償業務管理者等)	10人以上	9~7人	6~5人	4~3人	2~1人	
	17点	15点	13点	11点	7点	
技術者数(測量士等)	10人以上	9~7人	6~5人	4~3人	2~1人	
	10点	8点	6点	4点	0点	
ISO取得	ISO取得済		鳥取県版環境管理システム規格(1種)登録		未取得・未登録	
	3点		1点		0点	
男女共同参画推進企業認定	男女共同参画推進企業認定済			未認定		
	2点			0点		
資格停止等	なし	2週間以下	2週間超~1月以下	1月超~2月以下	2月超~3月以下	3月超
	0点	-1点	-2点	-3点	-4点	-5点
業務成績評定点	$10点 \times \left[\frac{\text{(過去暦年3年間の評定平均点)} - 65点}{35} \right]$					

- 注) 1 「当該業務を実施する地域」は、東部、中部又は西部を単位とする。
- 2 「従たる事務所」とは、次に掲げる要件をすべて満たすものをいう。
- (1) 所在地の市町村に法人市町村民税を納付していること又は地方税法(昭和25年法律第226号)第317条の2第7項の規定に基づく申告を行っていること。
- (2) 技術者が当該事務所に常勤していること。
- 3 「指名回数」、「受注額」及び「業務成績評定点」は、補償関係コンサルタント業務の委託に係るものに限るものとする。
- 4 「過去3年間」とは、採点を行う年度(以下「本年度」という。)の3年度前の年度から本年度の前年度までの間をいう。
- 5 「過去3年間の平均指名回数」が3回未満の場合は3回として計算し、その配点が-15点以下となる場合は、-15点とする。
- 6 「受注額」は、落札金額とする。ただし、年割額が設定されている補償関係コンサルタント業務における受注額は、各年度の年割額をそれぞれ計上する。
- 7 「過去3年間の平均受注額」が50万円に満たない場合は、50万円として計算する。
- 8 「受注額」の配点が0点以下となる場合は、0点とする。
- 9 「資格停止等」とは、鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱(平成20年5月1日付第2007001919155号鳥取県県土整備部長通知。以下「資格停止要綱」という。)に定める資格停止等をいい、資格停止要綱の規定による入札参加資格停止期間(以下「資格停止期間」という。)に応じ資格停止期間の2倍の期間において減点する。
- 10 「過去暦年3年間の評定平均点」は、本年度の直前の3年間(暦年)に行われた検査の評定点の平均とし、年度ごとに更新する。この場合において、その配点が0点以下となる場合又は新規参入業者に対して配点を行う場合は、0点とする。
- 11 「技術者数」の人数は、重複計上を認めない。
- 12 「技術者数(補償業務管理者等)」は、補償業務管理者又は補償業務管理士の資格を取得している技術者の実数とする。
- 13 「技術者数(測量士等)」は、測量士、測量士補、公共用地取得実務経験者、一級建築士、二級建築士、木造建築士、不動産鑑定士、不動産鑑定士補、技術士(機械又は電気・電子)、税理士、公認会計士、会計士補又は中小企業診断士の資格を取得している技術者の実数とする。

5 建築関係建設コンサルタント業務

(1) 建築設計業務

配点の要素	指名業者の配点					
事務所の位置	当該業務を実施する地域に主たる事務所がある。		当該業務を実施する地域に従たる事務所がある又は隣接する地域に主たる事務所がある。		左記のいずれにも該当しない。	
	30点		15点		5点	
指名回数	$10点 \times \left[1 - \frac{\text{本年度の指名回数}}{\text{過去3年間の平均指名回数}} \right]$					
受注額	$40点 \times \left[1 - \frac{\text{本年度の受注額}}{\text{過去3年間の平均受注額}} \right]$					
技術者数 (一級建築士)	6人以上	5人	4人	3人	2人	1人
	32点	30点	24点	18点	12点	6点
技術者数 (二級建築士)	3人以上		2人		1人	
	6点		4点		2点	
技術者数 (積算資格者)	取得者有り			取得者なし		
	2点			0点		
技術者数 (建築設備士)	取得者有り			取得者なし		
	2点			0点		
CPDデータ 登録者数	3人以上		2~1人		登録者なし	
	2点		1点		0点	
ISO取得	ISO取得済		鳥取県版環境管理システム規格 (I種) 登録		未取得・未登録	
	3点		1点		0点	
資格停止等	なし	2週間以下	2週間超~ 1月以下	1月超~ 2月以下	2月超~ 3月以下	3月超
	0点	-1点	-2点	-3点	-4点	-5点

- 注) 1 「当該業務を実施する地域」は、東部、中部又は西部を単位とする。
 2 「指名回数」及び「受注額」は、建築関係建設コンサルタント業務の委託に係るものに限るものとする。
 3 「過去3年間」とは、採点を行う年度（以下「本年度」という。）の3年度前の年度から本年度の前年度までの間をいう。
 4 「過去3年間の平均指名回数」が3回未満の場合は3回として計算し、その配点が-15点以下となる場合は、-15点とする。
 5 「受注額」は、落札金額とする。ただし、年割額が設定されている建築関係建設コンサルタント業務における受注額は、各年度の年割額をそれぞれ計上する。
 6 「過去3年間の平均受注額」が50万円に満たない場合は、50万円として計算する。
 7 「受注額」の配点が0点以下となる場合は、0点とする。
 8 「資格停止等」とは、鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱（平成20年5月1日付第2007001919155号鳥取県県土整備部長通知、以下「資格停止要綱」という。）に定める資格停止等をいい、資格停止要綱の規定による入札参加資格停止期間（以下「資格停止期間」という。）に応じ資格停止期間の2倍の期間において減点する。
 9 「技術者数」の人数は、重複計上を認めない。

(2) 設備設計業務

設備設計事務所は、全県でも少数であること及び中部地域には事務所がないことから、当面、業務ごとに、技術者数、過去の実績等を勘案して指名業者を選定する。

(3) 建築監理業務

配点の要素	指名業者の配点					
事務所の位置	当該業務を実施する地域に主たる事務所がある。		当該業務を実施する地域に従たる事務所がある又は隣接する地域に主たる事務所がある。		左記のいずれにも該当しない。	
	30点		15点		5点	
指名回数	$10点 \times \left[1 - \frac{\text{本年度の指名回数}}{\text{過去3年間の平均指名回数}} \right]$					
受注回数	$40点 \times \left[1 - \frac{\text{本年度の受注回数}}{\text{過去3年間の平均受注回数}} \right]$					
技術者数 (一級建築士)	6人以上	5人	4人	3人	2人	1人
	32点	30点	24点	18点	12点	6点
技術者数 (二級建築士)	3人以上		2人		1人	
	6点		4点		2点	
技術者数 (積算資格者)	取得者有り			取得者なし		
	2点			0点		
技術者数 (建築設備士)	取得者有り			取得者なし		
	2点			0点		
CPDデータ 登録者数	3人以上		2~1人		登録者なし	
	2点		1点		0点	
ISO取得	ISO取得済		鳥取県版環境管理システム規格 (I種) 登録		未取得・未登録	
	3点		1点		0点	
資格停止等	なし	2週間以下	2週間超~ 1月以下	1月超~ 2月以下	2月超~ 3月以下	3月超
	0点	-1点	-2点	-3点	-4点	-5点

- 注) 1 「当該業務を実施する地域」は、東部、中部又は西部を単位とする。
 2 「指名回数」及び「受注額」は、建築監理業務の委託に係るものに限るものとする。
 3 「過去3年間」とは、採点を行う年度（以下「本年度」という。）の3年度前の年度から本年度の前年度までの間をいう。
 4 「過去3年間の平均指名回数」は当面2回とし、その配点が-15点以下となる場合は、-15点とする。
 5 「受注額」は、落札金額とする。ただし、年割額が設定されている建築監理業務における受注額は、各年度の年割額をそれぞれ計上する。
 6 「過去3年間の平均受注回数」は、当面1回とする。
 7 「過去3年間の平均受注額」が50万円に満たない場合は、50万円として計算する。
 8 「受注額」の配点が0点以下となる場合は、0点とする。
 9 「資格停止等」とは、鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱（平成20年5月1日付第2007001919155号鳥取県県土整備部長通知。以下「資格停止要綱」という。）に定める資格停止等をいい、資格停止要綱の規定による入札参加資格停止期間（以下「資格停止期間」という。）に応じ資格停止期間の2倍の期間において減点する。
 10 「技術者数」の人数は、重複計上を認めない。